

除染【237～298】

資料1 政策分野の概況と課題

概況

- ・H24年11月、特別地域内除染実施計画(浪江町)を国が策定。H24、25年度の2カ年計画(解除準備区域、居住制限区域の本格除染計画)。
- ・中間貯蔵施設、減容化施設、最終処分場の早期整備を要望しているが、未決定。
- ・仮置き場の確保及び同意取得が難航し、計画期間内の本格除染完了は困難な状況。

重要な課題

- ・中間貯蔵施設、減容化施設、最終処分場が未決定【282～288】
- ・仮置き場の確保が難航【255、256、278～281】
- ・本格除染の監視体制や検証方法【257～259】
- ・山林や農地等の除染【265～271】

検討事項

- ・仮置き場の確保と同意取得【255、256、278～281】
- ・本格除染の監視体制と検証方法【257～259】
- ・山林や農地等の除染【265～271】

【】内の番号は進行管理表(資料進2-3)の左端記載の番号

中国の政治経済と日本企業

中国の政治経済と日本企業

中国の政治経済と日本企業

中国の政治経済と日本企業

中国の政治経済と日本企業

中国の政治経済と日本企業

中国の政治経済と日本企業

中国の政治経済と日本企業

中国の政治経済と日本企業

中国の政治経済と日本企業

中国の政治経済と日本企業

中国の政治経済と日本企業

中国の政治経済と日本企業

中国の政治経済と日本企業

中国の政治経済と日本企業

中国の政治経済と日本企業

中国の政治経済と日本企業

中国の政治経済と日本企業

中国の政治経済と日本企業

中国の政治経済と日本企業

中国の政治経済と日本企業

施策	実績	課題	今後の取組み	番号
1. モニタリングの詳細実施、放射線量マップの公表				
(1) 地目別、地域別の詳細モニタリングの実施要請	・無人ヘリによる農地や山林のモニタリングは、国が定期的に実施 ・モニタリングポストは40ヶ所に設置 ・走行サーベイは国が定期的に実施 ・除染未実施区域: 240ヶ所のモニタリング ・除染実施区域: モデル事業の定点モニタリング ・沿岸部から常磐道までは事前調査時に線量済 ・プルトニウムについては、赤宇木の集会所と大柿ダムの駐車場付近で調査中	・積雪等で測定できない場合がある ・現状、49行政区全てにモニタリングポストが設置されている状態ではない ・国での走行サーベイは幹線に限られている	・現在のモニタリングの継続実施 ・残りの9行政区へのモニタリングポスト設置を引き続き要望する ・ふくしま市町村支援機構より資材提供を受け、東京電力復興本社にモニタリングを実施してもらうよう調整中 ・除染前と除染後の比較をするように要望	237、238、239、240、241、242
(2) 水源の徹底的なモニタリング、万が一のための浄水処理など徹底した安全確保策の実施	・4ヶ所の取水場のモニタリングを県委託業者により、月1回実施 ・水質検査は国(環境省)が3ヵ月に1回実施 ・主要2河川の川底はJAEAが検査し、3年間でとりまとめ ・2河川の合流地点は月1回、町独自に検査し、HPで公表 ・設置に向けた取り組みについて国へ要望した	・モニタリングの手法の明確な基準が定まっていない(濁度管理のみとするかどうか) ・ランニングコスト等に課題 ・水道会計の予算上、厳しい(賠償請求はしている状況) ・設置効果等が不明瞭	・10月までに濁度計を設置(再生加速事業として申請中) ・現在の検査を継続して実施する	243、244、245
(3) 町民や専門業者と町との協働による線量の把握	・東大、弘大と協定を締結		・引き続き、連携をおこなう ・星槎大学と山や田畑のリアルタイムのモニタリングを予定	246
(4) 放射線量マップ等による情報発信の実施	・空間線量マップは国で作成 ・走行モニタリング結果をWebで公表 ・土壌汚染マップを農水省HPで公開(サンプル地点の汚染状況) ・モニタリングポストによる空間線量情報を農水省や文科省HPで公開	・町内全域の汚染マップの作成は困難 ・町のHPで国のサイトへのリンクを張っていない	・線量MAPは国で作成済み ・今後、線量の低減に合わせて随時更新することを要請 ・土壌汚染マップのサンプル調査の地点を増やすよう随時要望 ・HPや広報紙での情報発信を継続する ・町HPに農水省などのモニタリング情報のリンクを張り、更なる充実を図る	247、248、249
2. 国の除染計画・除染取り組みに対する町民意向の反映				
(1) 国による計画策定、事業実施に際し協議参画による町民意向の反映	・HP、広報紙等でモニタリング結果等は随時更新して周知	・実施主体である国の積極的な動きが見られない	・HPや広報での情報発信を継続する	250、251

施策	実績	課題	今後の取組み	番号
(2)線量分布、土地利用、地形等を考慮した優先順位、除染方法の決定				252
(3)除染モデル事業の評価に基づく、適切な手法での実施要請	・除染モデル事業対象者への結果報告及び広報において結果周知 ・地元企等からの資材の活用を要請	・説明及び周知の徹底 ・問題は農地の除染。反転耕すると石が出てくるなど不都合がある ・客土する土がない	・6月に高線量地区の説明会を開催(赤宇木、井手、大堀) ・12月末までにモデル除染を完了予定 ・引き続き、町民からの情報収集をおこなう。特に農地除染については住民の話を聞きながら進めていく ・客土の問題について国への要請を継続する	255、256
(4)除染スケジュールの分かりやすい公表	・仮スケジュールは作成済み ・町広報紙で拠点除染や常磐道の本格除染の状況等を発信	・仮置き場決定の時期に左右されるため、状況に応じて公表する ・除染の進捗は仮置き場決定の時期に左右されるため、状況に応じ公表していく	・国の除染計画や仮置き場の確保の進捗に合わせて、随時公表していく	255、256
(5)適切な除染が確保できる町独自の監視体制の構築	・再汚染防止対策を国へ要請 ・国が行う監視体制の強化を要請 ・モデル除染の実施と成果とりまとめ	・どのような再汚染防止策を講ずるかが決定していない ・不適正除染が発生したため、より厳しい監視体制の構築が必要 ・本格除染実施に対する具体的な検証方法が確立していない	・除染やモニタリングへの区長等の立会いなど、地元の監視体制の構築を模索 ・再汚染防止策の検討を国に要請 ・町職員や区長が除染に立会いによる監視体制の強化を模索 ・区長立会については国に報酬や立会の旅費等の予算化を要請 ・仮置き場等での適切な管理方法をモニタリング等で随時検証 ・高線量地区のモデル除染の検証を実施	257、258、259
3. 実効性のある除染・放射性物質汚染対策の実施				
(1)政府基準によらない線量水準の検討	・仮置き場の確保が完了しておらず、本格除染に至っていない状況	・仮置き場が確保できないと除染作業が出来ない(毎時0.23μSv以下の実現目途がわからない) ・仮置き場が確保できないと除染作業が出来ない	・長期目標達成までは国に除染の実施を強く要請していく	260、261、262
(2)町民の判断の前提となる線量低減スケジュールの国への明示要請	・減衰マップは作成済。復興計画付属資料P161～167において掲載済 ・除染実施後の線量低減イメージ資料の作成を要請	・場所、地形、周囲の影響等によって低減される率が全く違うので、モデルケースを作成しても実情に合わない可能性が大きい	・除染による線量の低減を加味した減衰マップの作成を要請する ・場所、地形、周囲の影響等によって低減される率が全く違うので、モデルケースを作成しても実情に合わない可能性が大きく、正確なイメージ図を作成することが困難。計画再考	263、264

施策	実績	課題	今後の取組み	番号
(3)農地の面的な除染の実施	・農地除染マニュアル策定済み(環境省、農水省) ・再生協議会(H25年度は2回)、農業委員会での意見交換 ・大柿ダム周辺の除染	・除染の進捗状況・通勤 ・<u>農業インフラ(大柿ダムなど)の復旧と一体的な除染の実施(実施主体は国)</u>	・本格除染にあわせて、除染計画に基づき農地除染も実施 ・再生協議会(7月)や農業委員会(6月)と協議、検討をおこなう ・大柿ダムの復旧について継続的に要望	265、266、267
(4)山林の面的な除染の実施	・仮置き場の確保が完了しておらず、本格除染に至っていない ・研究機関と協力した山林除染プログラムの策定と実現を国に要請 ・南相馬市と川内村の調査事業の成果発表と近隣市町村との意見交換を行う	・<u>生活圏に近い山林のみでなく山林全体を除染が必要</u> ・<u>山林の管轄は林野庁で、環境省の除染対象に、山林や河川などは入っていない</u> ・<u>地域性、採算性による事業実施の可否判断(現時点では判断自体が困難)</u> ・<u>環境省の除染についての判断の影響を受ける</u>	・国に山林全体を除染するよう要望を継続 ・富岡町や福島市で実施した山林のモデル除染事業の結果を踏まえて、適切な手法で実施するよう国に要請 ・南相馬、川内村の調査事業を踏まえて、意見交換や検討をおこなう	268、269、270、271
(5)高線量地域からの再汚染防止対策の実施、農業用水の汚染防止措置	・沢水モニタリング等の実施 ・放射性物質移行調査の実施を要請 ・河川へ流出した汚染物質の収集方法の研究実施の要請	・海への汚染流出を防ぐために堰を作る話があったが、災害時に問題となる ・河川の氾濫防止については、おそらく、防災機器が動いていないため、未確認	・どのような方法があるかを調査・研究・実施を引き続き要請していく ・JAEAで実施している移行調査を継続して実施するよう要請 ・弘前大で実施している移行調査・研究を推進する	272、273、274、275
(6)除染など放射線の総合対策				276
4. 放射性廃棄物の適切な仮置き、処分の確保				
(1)地域との協議を踏まえた町内仮置き場の確保	・東京大学児玉氏の講演会の実施 ・行政区総会での説明 ・仮置き場設置説明会、地権者交渉を実施	・<u>より理解を深めるため、仮置き場の現地視察等が必要</u> ・<u>中間貯蔵施設設置が遅れているためなかなか理解が得られない</u>	・仮置き場の設置について地区説明会を実施 ・環境省と楢葉等の仮置き場の現地視察を実施 ・行政区との説明会を適時実施していく ・早期に仮置き場設置を目指す	277、278、279
(2)仮置き場設置に際する周辺汚染の徹底的な防止	・設置済み仮置き場のモニタリング等実施(現時点で特段の問題なし) ・町独自の監視体制は特になし	・<u>地域の要望に合わせた仮置き場の設置が出来るようにする</u> ・<u>町独自で具体的にどのような監視をするかの検討が必要</u>	・設置済みの仮置き場のモニタリングを踏まえて対応を検討	280、281

施策	実績	課題	今後の取組み	番号
(3)仮置き場への搬入量を減らすための減容化施設の早期建設	・焼却炉建設等の減容化の早期実現に向けた要望 ・南相馬市と川内村の調査事業の成果発表と近隣市町村との意見交換を行う	・一般廃棄物の焼却炉設置について、区長と話し合いはしているが、その他の方への説明は未実施 ・燃やすものの3倍の水(海水以外)が必要 ・地域性、採算性による事業実施の可否判断(現時点では判断自体が困難) ・環境省の除染についての判断の影響を受ける	・国に継続して要請していく ・南相馬、川内村の調査事業を踏まえて、意見交換や検討をおこなう	282、283、284、285
(4)地域住民、双葉郡8町村、国、県との協議を踏まえた、中間貯蔵施設の建設の是非、場所、あり方等の早期決定				286
(5)仮置き場長期化防止のための、放射性廃棄物の中間貯蔵施設への早期移動の実現				287
(6)国の責任による最終処分場の県外設置の法令化、その確実な実施				288
5. 福島第一原子力発電所の廃炉に向けた安全強化と避難方策確保				
(1)事故収束策の強化、早期実現のための要求	・東京電力に依頼し、事故収束までの進捗等を随時広報折り込みを実施 ・県主催の廃炉安全監視協議会への参加(H24.12開始) ・東京電力に依頼し、事故収束までの進捗等を随時広報折り込みを実施 ・仮設設備の本設化を要求 ・廃炉安全監視協議会への参加 ・外部に放出が及ばないよう徹底した管理を要求 ・県と13市町村で廃炉安全監視協議会を設置 ・県内全ての原子炉の廃炉を県から国や東電に要望	・廃炉までに30～40年を見込むため、継続した安全対策の強化を要望していく ・県では脱原発を打ち出しているものの、第2原発の廃炉は決定していない	・廃炉安全監視協議会での現地調査や協議を随時おこなう ※定例的開催に加え、現地調査は基本的にトラブル発生時などに実施(H25.4は2回実施) ・町民の目線での廃炉の監視が必要なことから、13市町村各2名を選出し、県民による安全監視会議を設置し監視	289、290、291、292、293
(2)リスク対応の観点に基づく再事故発生時の避難路及び避難方策の確保	・県を立会人とした通報連絡協定の見直しを実施 ・東電社員の役場常駐による毎日の現状報告 ・通報連絡協定及び地域防災計画などでの通信手段の確保・拡充 ・PAZ及びUPZの市町村で広域避難計画を策定予定 ・立入りを対象とした訓練について5月から検討を開始	・13市町村中浪江町のみ協定未締結 ・H25年中に納得のできる協定を締結 ・通信手段の確保・拡充 ・国・県・町で情報が共有でき、また有効な活用ができるようシステムの導入、訓練等を行う必要がある ・防災計画の見直しは避難所の指定等(浪江町内)なので、今はできない ・過去の基準の整理が未実施	・国やエネ庁から随時報告を受けている ・防災計画の見直しは中長期的におこなう ・引き続き、要望を実施する ・地域防災計画の見直しに合わせて、SPEEDIの有効な活用方策検討 ・PAZ及びUPZの市町村で広域避難計画をH26.2で完成予定 ・津波被災地整備計画にあわせて整備ができるようにする ・立入りを対象とした防災訓練について5月から検討を開始	294、295、296、297、298